

南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託プロポーザル評価要領

1 審査会の設置

- (1) 審査会の名称
南部町公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託プロポーザル審査会）
- (2) 構成人数
3名（行政以外の学識経験者2名を含む。）
- (3) 審査員の役割
審査員は、2の（4）に定めるプレゼンテーション方式による審査会に出席して審査を行うほか、審査終了後、審査結果の確認、公表方法に関する協議を行う。

2 審査概要

- (1) 対象事業
令和3年度南部町公共交通新体系構築運営実施業務
- (2) 事業目的
令和3年度の新しい公共交通の運行体系を構築・運営する。
- (3) 事業内容
南部町公共交通新体系構築運営実施業務委託仕様書による。
- (4) 審査の進め方
あらかじめ提出された企画提案書及び提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答をふまえて審査を行い、実施方法は以下のとおりとする。
 - ア 日時
令和2年8月7日（金）10時00分
 - イ 場所
南部町役場法勝寺庁舎 2F 大会議室
 - ウ 審査の流れ
 - (ア) 同日、審査開始の15分前までに到着し、審査方法等の確認を行う。
 - (イ) プレゼンテーションは一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員は10分間の質問を行うことができる。
 - (ウ) 全プレゼンテーション終了後、速やかに得点を集計し、審査員の確認を受け、順位を確定する。
 - (エ) 審査結果（点数以外の部分）の公表方法に関し、審査会で協議の上決定する。

3 評価方法

- (1) 提案書の評価は、審査会において、あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答を受けて、各審査委員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出し、最高得点の提案者を最優秀提案者とするが、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議により順位を決定する。
- (2) (1)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

【評価基準】

| 評価項目 | | 評価の視点 | 係数 | 配点 |
|------|--------|--|-----|----|
| 内容点 | 実現可能性 | ア 南部町の交通事情に精通 イ 継続運行の可能性 | × 3 | 15 |
| | 新規性 | ア 現行のふれあいバスから脱却した公共交通の提案 イ 本町の将来における交通形態（ドアツードア）につながる考え方や提案 | × 2 | 10 |
| | 実施方針等 | ア 取組意欲 イ 実施体制（人員配置） ウ 住民からの要望等に対する対応力 | × 1 | 5 |
| | 運行の安全性 | ア 輸送安全マネジメントの考え方 イ 運行管理体制等の状況 ウ 運転者の教育体制 | × 2 | 10 |
| | 緊急体制 | ア 事故時の処理体制 イ 災害発生時等緊急時の対応能力 ウ 苦情対応体制 | × 1 | 5 |
| | 利用増進策 | ア 高齢者等への対応 イ 利用増進のための提案 | × 1 | 5 |
| 合計 | | | | 50 |

評価段階は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

| 評価段階 | 評価基準 |
|------|-----------|
| 5 | 非常に優れている。 |
| 4 | 優れている。 |
| 3 | 標準的である。 |
| 2 | 劣る。 |
| 1 | 非常に劣る。 |